

No.	場面	質問内容	回答内容
1	申請全般	押印が必要な書類はどれですか。	使用印鑑届兼委任状のみ押印が必要です。それ以外の書類については、押印不要です。
2	申請全般	登記とは異なる住所を登録したい。	法人の業者登録の本店は、原則として登記上の住所での登録となります。ただし、建設工事及び測量の業種に登録する場合は、それぞれの許可上の住所での登録となりますので、許可上の住所を記入してください。
3	申請全般	姫路市内に本店がある業者ですが、姫路市内の支店等に委任をしたいです。	姫路市内に本店がある業者の委任は認めていません。
4	申請全般	コンサル、役務提供、物品の業種を登録していますが、格付け申請は必要ですか。	不要です。
5	申請全般	申請を行ったが、審査の経過について知りたいです。	審査の経過についてはお答えできません。また、格付け通知、名簿登載通知の送付は行いませんので、令和7年4月1日以降に姫路市ホームページの入札参加資格者一覧からご確認ください。
6	申請全般	納税証明書は、令和6年12月10日より前に発行されたものでもいいですか。	納税証明書は、申請要領等に記載のとおり、令和6年12月10日以降に発行されたものを提出してください。それより前に発行されたものを提出された場合、書類不備となり、受付できません。
7	申請全般	申請書類の送付方法の指定はありますか。レターパックや宅配便で送付してもいいですか。	申請書類等の送付方法に指定はありません。なお、郵送申請時は姫路市に到達するまでに時間がかかるため、特に締切日直前に送付する場合は、到達日が確認できる方法で送付してください。締切日以降に到達したものは受け付けできません。
8	申請全般	経審通知書の最新分が届いていません。	最新の経審通知書での申請となりますので、申請期間の末日において有効な経審通知書であれば、本年度の経審通知書でなくても受付可能です。必ず、手元に届いている最新の経審通知書の写しを提出してください。
9	申請全般	(建設工事以外)直近1年度に業務の実績がありません。	建設工事以外は、直前2年度に実績があれば登録は可能です。この場合、直前1年度の実績は0円になります。
10	新規申請業種等追加	申請書の書き方がわかりません。	業者登録申請要領や記入例をご確認の上、記入してください。記入内容で申請意思が確認できない場合、登録できない場合があります。
11	新規申請業種等追加	申請書に誤った内容を記載してしまいました。訂正印は必要ですか。	訂正印は不要です。二重線で訂正してください。
12	新規申請業種等追加	役務提供について、業種等一覧に該当する業種がありません。「280 その他の役務提供」に登録すればいいですか。	「280 その他の役務提供」は例示されているもの以外は登録できません。該当する業種がわからない場合は、お問い合わせください。
13	業種等追加	業者登録をしていますが、業種の追加をしたいです。電子申請できますか。	業種等を追加する場合は、郵送申請のみとなり、電子申請はできません。「業者登録申請書」の交付を受け、郵送申請してください。
14	電子申請	「この申請書は以下の到達番号の申請に対して、二重提出の疑いがあります。到達番号:〇〇〇〇〇〇 申請内容を確認してください。」とのエラーメッセージが出たのですが。	すでに申請済みの手続きを再度申請しようとしている場合にエラーメッセージが表示されます。申請しようとしている手続きは、申請済みですので、まだ申請が完了していない手続きの申請を進めてください。
15	使用印鑑届兼委任状	受任者印がありません。会社印でもいいですか。	契約等に使用する印鑑であるため、受任者を表す印鑑が必要です。会社印は使用印鑑として認められません。会社として受任印を作成していない場合、受任者個人の印鑑を使用してください。
16	確定申告書	確定申告書に受付印がありません。どうしたらいいですか。	e-taxでの申告を行った場合は、税務署からのメール詳細が必要です(申請要領参照)。メール詳細が確認できない場合、受付印のない確定申告書に合わせて、「納税証明書(その1)」を提出してください。なお、申告内容によっては、その他の書類提出を求める場合があります。
17	関連企業申告書	関連企業がない場合、関連企業申告書を提出しなくてもいいですか。	関連企業がない場合でも、「該当の有無」欄で「無」を選択して必ずご提出ください。